

団地給水契約書

倉敷市水道局（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、下記地内に建設する分譲目的の団地（以下「団地」という。）に対する水道工事の施工及び維持管理に関し、次のとおり契約を締結する。

記

- 1 団地所在地 倉敷市
- 2 対象世帯数（計画） 戸
- 3 引込みの口径及び私設給水管の延長
φ mm 延長 m
φ mm 延長 m
φ mm 延長 m
φ mm 延長 m
- 4 団地内に必要な私設給水施設、附属施設、私設給水装置の引込み管及び私設消火栓等（以下「給水施設」という。）は、乙の責任において施工し、その工事費は、全額乙において負担するものとする。
- 5 乙は、次の各号に定める負担金を甲に前納するものとする。
(1) 水道利用加入金 円
(2) 工事負担金 円
(3) 管理負担金 円
- 6 乙は、団地内水道施設工事完成後、甲のしゅん工検査を受け、当該給水施設（給水本管より止水栓まで及び各戸の宅地内給水装置部分を除く。）を、甲に寄附するものとする。
- 7 乙は、甲及び分譲者に対して団地内通路部分及び当該給水施設に関連する土地の使用（掘削等の関連工事を含む。）については、無条件で承諾したものとし、借地料等は永久に無料とする。また、当該給水施設について、事後甲が第三者のために実施し、又は許可した新設、改良工事等についても同様とし、一切異議はないものとする。

8 寄附の申し出は、次の書類を完備のうえ速やかに甲に提出するものとする。

- (1) 寄附申出書 1通
- (2) 工事しゅん工図
- (3) 現場写真

9 第6項の規定により乙が寄附した給水施設は、甲において維持管理するものとする。ただし、当該水道が乙のかしにより工事完成後1年以内に故障又は使用不能になった場合は、当該修理に必要な一切の費用を乙が負担するものとする。

10 乙は、工事の施工、給水等については、倉敷市水道条例、諸規程及び給水装置施行基準を遵守し、甲の指示により行うものとする。

11 乙は、団地内の土地を他人に分譲する場合は、乙の責任において前各項に定める事項を分譲する相手方に周知了解させるものとする。

12 前各項に定めるもののほか疑義を生じた場合、乙は甲の決定に従うものとする。ただし、乙は意見を申し述べることができる。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 倉敷市水道局
倉敷市水道事業管理者
尾崎英樹

本人（代表者）自署又は記名押印

乙